

○厚生労働省令第五十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十一号を第六十号とし、第五十号を第五十九号とし、第四十九号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八 「一―（二―モルフオリノエチル）―一H―インドール―三―イル」（ナフタレン―一―イル）

メタノン及びその塩類

第一条中第四十八号を第五十六号とし、第四十七号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 一―(四―メトキシフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十三号とし、第四十五号を第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二 一―(四―メトキシナフタレン―一―イル) (一―ペンチル―一H―インドール―三―イル)メ

タノン及びその塩類

第一条中第四十四号を第五十号とし、第三十九号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第三十八号を

第四十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十二 (四―メチルナフタレン―一―イル) (一―ペンチル―一H―インドール―三―イル)メタノン

及びその塩類

四十三 二―(二―メチルフェニル)―一―(一―ペンチル―一H―インドール―三―イル)エタン―一

―オン及びその塩類

四十四 (二―メチル―一―プロピル―一H―インドール―三―イル) (ナフタレン―一―イル)メタノ

ン及びその塩類

第一条中第三十七号を第四十号とし、第三十四号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六 一―(三―フルオロフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十四号とし、第十六号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 N―エチル―N―「二―(五―メトキシ―一H―インドール―三―イル)エチル」プロパン―一―アミン及びその塩類

第一条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 一―(四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。